

少年法の意義と必要性

蓬田 一星

- 1 はじめに
- 2 少年法成立までの過程
- 3 少年法成立前と以降の犯罪状況の比較
- 4 おわりに

1. はじめに

1922年に制定公布された少年法は、昨年(2022年)でちょうど100周年を迎える。そんな少年法の第1条にはこのように記されている。「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」少年法はこの第1条に沿って、運営されている。しかし、近年では凶悪な少年事件が起こるたびに、SNS上において、少年法の必要性についての議論が、たびたび行われており、少年法の必要性を訴える人もいる一方で、「少年法なんて廃止して、成人と同じように刑事罰を科すべきだ」という人も数多く散見される。このように少年法に対して否定的な意見を発する方々の意見の一つとして、被害者やその遺族の視点に立ち、「こんな劣悪な犯罪をしてしまうくらいだから、大人になろうと結局は変わらない。」「少年法で守られていることを盾に、意欲や好奇心に任せて犯罪をしているだけだ。」という意見があるのだと思う。ただ、そのような方々は、実際に少年法について学修する機会がなく、少年法の理念である「少年の健全育成」という目的を理解していないという点も非常に大きな要因であろう。実際に私も、少年法を学修するまでは、ただ少年法が、加害者が少年であるというだけで、法によって守っているとだけしか思っていなかった。しかし、少年法の存在意義を理解してもなお、やはり少年法の存在に理解を示すことができない人も一定数いるのも事実である。だが、少年法の存在意義には、少年をただ単に少年法によって守る、少年の健全育成を目指すというだけではないと私は考えている。将来において、社会を担っていく大人になるための生育途上にある少年が、過ちを犯したからといって、これに刑事罰を科すということは、少年をきちんと教育してこなかった、保護者を含めた大人が負うべき責任を、教育を受けるべき少年に対して、押し付けているということにもなるだろう。それなのに、もし成人と同じように少年にも刑事罰を科し、少年にすべての責任を押し付けるという形が行われた場合を想定すると、どうしても疑問符が残る。そこで、私は「どのような経緯を経て少年法は成立し、少年法は必要であるとみなされたのだろうか。」ということを考えるようになった。以上が今回のテーマを取り扱おうと思ったきっかけである。

2. 少年法成立までの過程

では、どのような経緯を経て、少年法は成立したのだろうか。

日本に初めて少年法（旧少年法）という法律ができたのは、1922年（大正11年）の事である。では、それ以前の間は、少年の事件に対して、どのように対処していたのであろう。

旧少年法制定以前から、少年犯罪者を成人犯罪者と区別して処遇するという思想は存在していた。法制史の研究によると、「大化の改新以降、奈良・平安時代には、唐律に倣った律令（養老律）により、老年者を敬い尊ぶとともに幼少者の知力、や威力が劣っていることを慈しむという儒教思想や老年者や童を尊ぶ翁童信仰などから、7歳未満の免責、7歳から10歳未満、10歳から16歳未満の減軽、17歳以下の拷問禁止などの制度、江戸時代には、年少者の判断能力の未熟さ及び改善可能性の高さから16歳・15歳未満の減軽などが行われていた¹」ということである。そして、明治新政府になり、明治元年(1868年)に仮刑律を発し、少年を主たる対象とする懲治処分を行うための懲治監を設けたが、財政的な問題から、一部の地域での施行にとどまった。そして、1880年（明治13年）に施行された旧刑法は、少年法に一番近い考えのものであった。少年には刑を緩和し、12歳以上16歳未満の少年で是非の区別がないときは、刑法上の罪を問わず、懲治場（懲治監を改名したもの）に収容し、教育を施すというものである。しかし、懲治場の処遇内容は一般的に不完全であったため、1900年（明治33年）に当時先進的な制度として、注目されていた感化院創設の運動が活発となり、これに加え、少年犯罪における不起訴事案の激増、篤志保護事業における設備・予算・人材面での制約と限界、諸外国の少年法性の進展等を受けて、感化法が成立した。感化院とは、今の少年院や児童自立支援施設に当たるものである。当初、財政の負担や感化法への理解不足等により、全国5施設にとどまっていたが、一部国庫負担の改正を受けて、1911年（明治44年）にようやくほぼ全国に設置された。

しかし、当時少年事件に対して適用されていた旧刑法と感化法に対し、硬直的で時代遅れであるとの批判が多く寄せられ、前段階として、現行刑法が成立した。けれども、感化法には、専門調査制度はなく、感化院の収容人員も限られており、第1次世界大戦後に少年犯罪が激増し、それに対し、対応しきれないなど感化院の機構自体が弱体であった。これらを受け、触法少年や起訴猶予少年とされる犯罪少年に対応するための立法が必要となったこともあり、旧少年法が成立した。

そして時は流れ、1948年に現行少年法が成立。第2次世界大戦後の憲法改正に基づいて、わが国の法律制度の全面的な見直しが行われたが、少年法も例外ではなく、当初わが国の司法当局は、小規模の改正に止める意向だったが、GHQのルイス博士から、全面改正の提案があり、さらに全米プロベーション協会が提唱するアメリカの「標準少年裁判所法案」を模範とした「少年裁判所法案」が同法当局に交付された。これらの強い示唆を受け、司法当局

¹ 廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021年）102頁

も、旧少年法の全面改正に踏み切ることにした。その後の精力的な改正作業の結果、1948年（昭和23年）7月1日に新少年法が公布され、翌年1月1日から施行される運びとなった。それが現行の少年法である²。このような経緯を経て、現在の少年法は成立した。

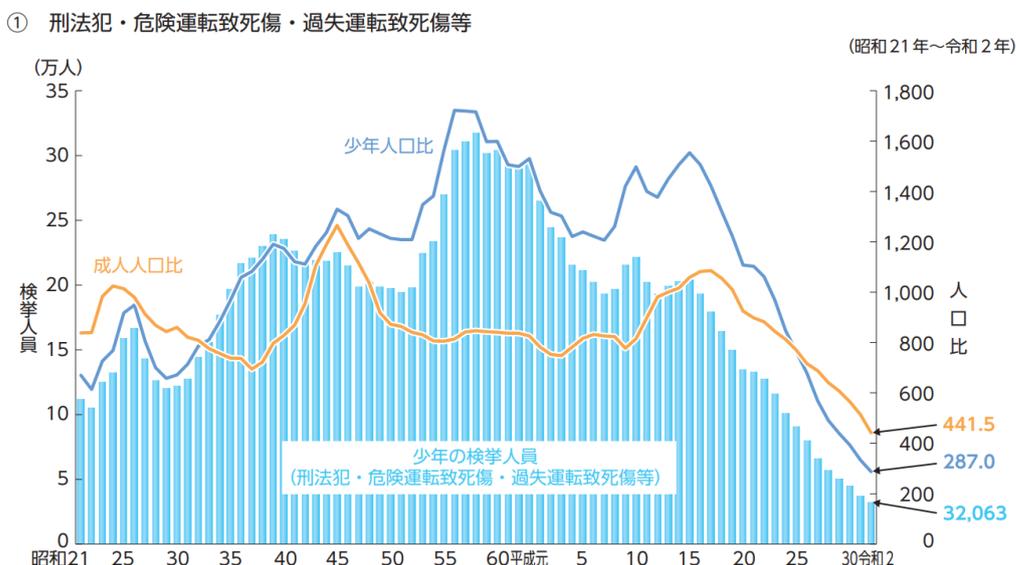
以上少年法成立までの歴史をたどると、少年犯罪が多く発生したのは戦時中であり、戦後に法律が制定されるということである。旧少年法が成立したのが1922年で、第1次世界大戦や日露戦争の直後であり、現行少年法が成立したのが1948年で、第2次世界大戦の直後である。このような特徴が少年法にあることがわかった。

3.少年法成立前と以降の犯罪状況の比較

次に、少年法の必要性について、少年法成立付近の時代と近年の犯罪状況を資料を用いて、比較していく。

以下の資料は少年による刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等の検挙人員・人口比の推移である³。この資料によると、少年の検挙人員が昭和26年、昭和39年、昭和58年平成8年、平成16年と何度か大きいピークを迎えたものの、一番のピークとなった昭和58年を境に、現象傾向に転じており、1946年（昭和21年）は約12万人であった少年の検挙人員は、2020年（令和2年）の時点で32,063人へと大幅に減少している。

3-1-1-1 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移



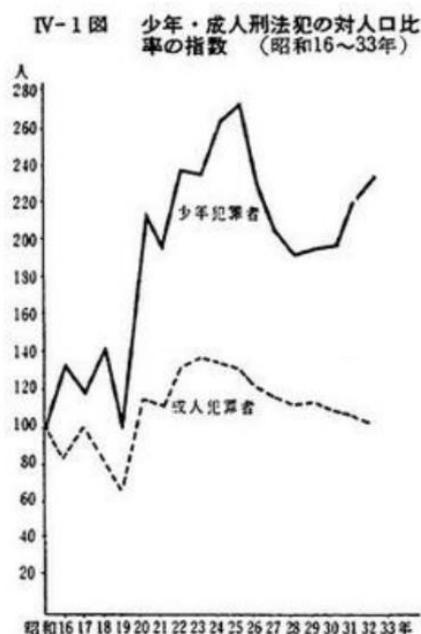
では、さらに詳しく、現行少年法が成立した時代の少年犯罪の動向を見ていく。以下のグ

² 澤登俊雄『少年法入門[第6版]』（有斐閣、2015年）247頁

³ 出典：法務省ウェブサイト ([001365732.pdf \(moj.go.jp\)](http://www.moj.go.jp/001365732.pdf))

ラフは、昭和16年から33年における少年・成人刑法犯の対人口比率の指数を表したものと、一般人口に対照した少年・成人別刑法犯検挙人員と増加指数等である⁵。ここで注意すべき点として、犯罪者の増減に関して長期の考察をするにあたっては、総人口の増減も考慮に入れなければならないことである。かりに、たとえば10年間に少年犯罪者の数2倍に増えたとしても、少年人口そのものも、また2倍になっていたとすれば、実数的には、犯罪が増えたとはいえないからである。犯罪の実質的増加の有無を調べるには、数年にわたって人口1000人あたりの犯罪者発生率を比較する方法がいちばんたしかである⁶。これらを踏まえたうえで確認していくと、両者ともに1944年（昭和19年）を境に大幅に増加を示しているが、特に少年犯罪者の指数の増加が顕著である。昭和19年から21年にかけての指数の伸び幅は、成人が80から118であるのに対し、少年は140から213まで伸びていることがわかる。また、その後も少年犯罪者の指数は伸び続け、1950年（昭和25年）を境に減少傾向に転じたことから、戦争末期による混乱により、少年たちの犯罪が激増した事、そして1948年（昭和23年）に少年法が成立したのちに、少年犯罪指数が減少したと考察することができる。

IV-1図 少年・成人刑法犯の対人口比率の指数(昭和16～33年)



⁴ 同上、(昭和35年版 犯罪白書 第四編/第一章/二/2 (moj.go.jp))

⁵ 同上、(昭和35年版 犯罪白書 第四編/第一章/二/2 (moj.go.jp))

⁶ 同上、(昭和35年版 犯罪白書 第四編/第一章/二/2 (moj.go.jp))

表一46 一般人口に対照した少年・成人別刑法犯検挙人員と増加指数等

昭和	少年犯				成人犯			
	刑法犯 実数	14才以上 の一般少 年人口	一般人口 千人中の 刑法犯数	昭和16年 を100と する指数	刑法犯 実数	一般成 人人口	一般人口 千人中の 刑法犯数	昭和16年 を100と する指数
16年	42,601	8,995	4.7	100	281,618	38,063	7.4	100
17年	55,905	9,084	6.2	132	233,807	38,437	6.1	82
18年	51,543	9,147	5.6	119	280,343	38,701	7.4	100
19年	63,358	9,664	6.6	140	235,343	40,201	5.9	80
20年	45,778	9,785	4.7	100	235,679	39,165	4.8	65
21年	99,389	9,962	10.0	213	188,148	38,441	8.7	118
22年	92,551	10,003	9.3	198	333,694	42,265	8.4	114
23年	113,763	10,127	11.2	238	425,704	43,286	9.8	132
24年	113,531	10,242	11.1	236	453,412	44,259	10.2	138
25年	128,809	10,384	12.4	264	458,297	45,205	10.1	136
26年	133,656	10,470	12.8	272	453,602	46,229	9.8	132
27年	114,381	10,476	10.9	232	432,453	47,353	9.1	128
28年	98,604	10,322	9.6	204	421,453	48,536	8.7	118
29年	94,342	10,484	9.0	191	419,376	49,769	8.4	114
30年	96,956	10,591	9.2	196	437,104	50,852	8.6	116
31年	100,758	10,787	9.3	198	430,994	52,053	8.3	112
32年	114,302	10,787	10.4	221	430,255	53,167	8.1	109
33年	124,379	11,216	11.1	236	420,893	54,259	7.8	105

注 犯罪統計書による。ただし、一般人口は、総理府統計局の全国年齢別推計人口による。

また、以下にあるグラフは昭和 27 年から 33 年における主要罪種別少年刑法犯検挙人員と増加指数⁷と、令和 2 年における刑法変 検挙人員・少年比である⁸。

この特徴として、令和 2 年では、窃盗と比較的軽い犯罪が全刑法犯に占める割合が大きく、昭和 27 年でも窃盗が最も占める割合が大きいものの暴行や傷害、恐喝のように人身に対する犯罪が平均して高いことが特徴として挙げられる。ただし、現代のように住居侵入であったり、強制わいせつなど、細かく分類されていないため、そこに留意しておく必要がある。ただ、窃盗は戦時中、戦後又は現代と時代にかかわらず、少年犯罪の人口が多い点は非常に興味深いものである。

以上から考察するに、少年法が成立して以降より、近年のほうが全体的に少年事件における凶悪犯罪の流れは、遠のいていることがわかる。それよりも、軽犯罪が主流となり、犯罪件数自体も、時代の背景はあるにせよ、減少傾向にある。ただし、昭和 58 年あたりのいあらん・イラク戦争や平成 8 年あたりのバブル崩壊など、世界経済や日本経済の悪化が、現代においても如実に少年犯罪の動向に影響することがわかった。

⁷ 同上、(昭和 35 年版 犯罪白書 第四編/第一章/二/2 (moj.go.jp))

⁸ 同上、(昭和 35 年版 犯罪白書 第四編/第一章/二/2 (moj.go.jp))

表一47 主要罪名別少年刑法犯検挙人員と増加指数

昭和	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年
全刑法犯	114,381 (100)	98,604 (86)	94,342 (82)	96,956 (85)	100,758 (88)	114,302 (100)	124,379 (109)
殺人	389 (100)	376 (97)	404 (104)	342 (88)	323 (83)	307 (79)	359 (92)
強姦	1,840 (100)	1,497 (81)	1,935 (105)	2,078 (113)	2,010 (109)	2,823 (153)	4,605 (250)
強盗	1,899 (100)	1,533 (81)	1,800 (95)	1,966 (104)	1,998 (105)	2,173 (114)	2,348 (124)
窃盗	78,841 (100)	64,435 (82)	58,198 (74)	58,458 (74)	57,261 (73)	59,877 (76)	56,856 (72)
暴行	3,143 (100)	3,276 (104)	3,165 (101)	3,700 (118)	5,408 (172)	7,256 (231)	9,811 (312)
傷害	8,254 (100)	7,739 (94)	8,976 (109)	10,090 (122)	11,242 (136)	13,615 (165)	15,557 (183)
脅迫	452 (100)	403 (89)	439 (97)	474 (105)	587 (130)	666 (147)	798 (177)
恐喝	3,074 (100)	2,687 (87)	2,915 (95)	3,903 (127)	5,251 (171)	8,078 (263)	11,588 (377)

注 1 犯罪統計書による。
2 カッコ内の数字は、昭和27年を100とする指数である。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

(令和2年)

罪 名	総 数		男 子	女 子	女子比	少年比
総 数	22,990	(100.0)	19,299	3,691	16.1	12.3
殺 人	51	(0.2)	45	6	11.8	5.8
強 盗	344	(1.5)	313	31	9.0	20.8
放 火	59	(0.3)	46	13	22.0	9.7
強 制 性 交 等	160	(0.7)	159	1	0.6	13.3
暴 行	1,291	(5.6)	1,142	149	11.5	5.1
傷 害	2,033	(8.8)	1,863	170	8.4	10.7
恐 喝	395	(1.7)	349	46	11.6	25.6
窃 盗	12,514	(54.4)	9,898	2,616	20.9	13.7
詐 欺	715	(3.1)	585	130	18.2	8.6
横 領	1,834	(8.0)	1,646	188	10.3	15.0
遺失物等横領	1,812	(7.9)	1,626	186	10.3	16.3
強制わいせつ	420	(1.8)	410	10	2.4	14.4
住居侵入	957	(4.2)	865	92	9.6	24.9
器物損壊	833	(3.6)	744	89	10.7	15.7
そ の 他	1,384	(6.0)	1,234	150	10.8	10.6

注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 触法少年の補導人員を含む。
4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
5 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
6 () 内は、構成比である。

4.おわりに

以上述べたことから、少年犯罪の件数や罪種が近年に近づくにつれて、大幅に改善されていることは一目瞭然である。ただし、両者において時代背景として、戦時中であったか否かは大きな違いとなるため、今の世の中で戦争が起きた場合に、以前のように少年犯罪が激増

しないかと言われれば、肯定しがたいが、やはり、少年法が果たす役割は十分大きいものであると私は考える。

よって、私は現代社会においても少年法は十分に機能しており、今後も果たす役割は非常に大きいため、存続していくべきであると考えます。

調べてみた感想として、近年の資料を見つけることは比較的容易であったが、戦時中又は、それ以前となると求めている資料がなかったりすることがあったため、苦労した。また、最初にしたテーマ設定が非常にざっくりしており、対象をあまり絞れていなかったため、話が大きくなりすぎてしまうきらいがあり、対象をもっと小さくすればよかったと反省している。